

平成 28 年 5 月
沖縄電力株式会社

F I T法の改正に伴う接続契約の申込みに関するお知らせ

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法（以下、「改正F I T法」といいます。）が国会において成立し、平成 29 年 4 月 1 日に施行されます。

改正F I T法により、設備認定制度の変更が予定されており、改正F I T法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結していない場合は取得済みの設備認定の効力が失われる可能性があります。改正F I T法の詳細については、[国からのお知らせ](#)^{*}をご確認ください。また、設備認定および接続契約等について、以下の点にご留意ください。

※<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.html>

- (1) 認定の効力が失われる場合は、既に確保していた「調達価格」も失われます。
- (2) 改正F I T法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約の締結を希望される場合、遅くとも平成 28 年 6 月 30 日までに当社へ申込み^{*1}いただきますようお願いいたします。申込みが平成 28 年 7 月 1 日以降となる場合は、改正F I T法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結できない場合があることをご了承ください。なお、発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、期日にかかわらず、速やかに申込みいただきますようお願いいたします^{*2}。また、接続検討後の意思表示書につきましても、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

※1 申込みにあたっては、接続検討申込書および電力購入契約申込書兼系統連系申込書（ともに添付資料を含む）のご提出および接続検討料のお支払いが必要となります。

※2 低圧での連系を希望される場合の標準処理期間は、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針において1か月となっておりますが、系統連系の地点によっては、検討に長期間を要する場合がありますので、可能な限り早期にお申込みください。

(3) 改正FIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに接続契約を締結した場合でも、接続契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へ提出されないときには、認定が取り消され、既に確保していた「調達価格」も失われる場合があります。

(4) 平成24年度、25年度の調達価格を「告示に規定する接続申込書」によって確保されている場合においても、改正FIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに接続契約が締結されていない場合は、取得済みの認定の効力が失われ、既に確保していた「調達価格」も失われます。なお、改正FIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに接続契約の締結を希望される場合は、遅くとも平成28年6月30日までに申込みいただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、前述の(2)をご参照願います。

以 上